**販売計画書**

１　販売事業開始の日　　　　　年　　月　　日

２　販売の目的

|  |  |
| --- | --- |
| 用途 | １ 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス２ スクーバダイビング等呼吸用空気　　３ ナイトロックスガス４ 在宅酸素療法用液化酸素　５ 燃料用液化石油ガス（工業用・その他）６ 冷媒用フルオロカーボン（可燃性を除く）　７ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 販売区域 |  |
| 引渡先事業所数 | １ 消費先　　　　　事業所　　　　　２ 卸売先　　　　　販売所 |
| その他参考事項 |  |

３　販売するガスの種類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ガスの区分 | ガスの名称 | 販売の方法 | 配送の方法 |
| 特殊高圧ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 毒性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 可燃性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 可燃性・毒性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 酸素 |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 不活性ガス ※ |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| その他のガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 【液化石油ガス保安規則】液化石油ガス　　 ※ |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| 【冷凍保安規則】※冷凍設備内の高圧ガス |  | 直送・貯蔵 |  |

備考　１　「直送」とは、容器置場又は導管を所（占）有しないで販売することをいう。

２　「貯蔵」とは、容器置場又は導管を所（占）有して販売することをいう。

３　「不活性ガス」とは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く。)。

４　「ガスの区分」の欄中※の区分に該当する場合は、同一区分内のガスの名称を変更するとき、販売するガスの種類の変更の届出をする必要はない。

５　「冷凍設備内の高圧ガス」とは、冷凍能力２０（フルオロカーボン又はアンモニアの場合５０）ｔ／日以上の冷凍設備内における高圧ガスに限る。

４　高圧ガス供給系統図

|  |
| --- |
|  |

５　販売方法の基準

高圧ガス保安法第２０条の６第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する下記の事項について遵守します。

**〔５－１　一般高圧ガス（圧縮天然ガス（ＣＮＧ）を燃料とする一般消費者に販売する場合を除く。）〕**

一般高圧ガス保安規則第４０条

第１号　高圧ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

1. 引渡先の名称及び所在地
2. 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
3. 消費者に直接販売する場合にあっては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
4. 卸売りする場合にあっては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第２号　充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第３号　ＣＮＧの容器の引渡しは、高圧ガス保安法第４８条第１項第５号の経済産業省令で定める期間を６月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。

**〔５－２　液化石油ガス〕**

液化石油ガス保安規則第４１条

第１号　液化石油ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

1. 引渡先の名称及び所在地
2. 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
3. 引き渡した容器の種類及び数量
4. 消費者に直接販売する場合にあっては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は配管の配置状況図及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
5. 卸売りする場合にあっては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第２号　充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第３号　充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第４８条第１項第５号の期間（同条第３項の許可に係る充てん容器等にあっては同項の規定により条件として付された期間）を６月以上経過していないものであり、かつ、その旨を次のとおり明示したものをもって行う。

1. 「充てん期限□－○」（□は年、○は月を示す。）とし、月については次回の再検査を受けないで高圧ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第４８条第５項の特充許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特充期限が短い容器については、特充期限を充てん期限として明示する。
2. 文字（数字も含む。）は、赤色（方法はスタンプ吹き付けでも可。）、大きさ縦横３cm以上を標準とし、２列以上にわたって記載してもよい。
3. 明示する位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

第４号　液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下この条において同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行う。

1. 充てん容器等（内容積が２０リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から２メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。ただし、屋外におくことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
2. 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を次のとおり講ずる。
3. 容器は、全面にわたって十分に塗装されたものを使用する。
4. 容器は、排水のよい場所又は水平な台の上に置き、底部を乾きやすくする。
5. 容器を箱内におさめるときは、下部に通気口を設けて通気良好な構造とする。
6. 充てん容器等は、常に温度４０度（超低温容器等にあっては、最高の常用温度）以下に保つ。
7. 充てん容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を次のとおり講ずる。
	1. 上から物が落ちる場所に置かない。
	2. 容器は、車両の接触又は振動等によって転倒するおそれのない場所に置く。そのおそれのある場合は、ガードレール等によって防護する。
	3. 容器を置く台は、コンクリート敷石のようなものを水平に、かつ、地盤面上に安定して設置し、又はこれと同等以上に水平で安定性のあるものとする。
	4. 充てん量２０kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して、転倒しないようにする。
8. 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が２．６メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び１．６メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設ける。
9. 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては２．６メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあっては０．８メガパスカル（調整器に接続する長さ０．３メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあっては、２メートル）未満のものにあっては０．２メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用する。
10. 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行う。

第５号　液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する場合にあっては、配管の気密試験のための器具又は設備を備える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 空気ポンプ（加圧用二連球） |  台 | 漏洩検知液 |  台 |
| 水柱用マノメーター |  台 | 携帯用ガス検知器 |  台 |
| 自記圧力計 |  台 | ボーリングバー |  台 |

**〔５－３　冷凍設備内の高圧ガス〕**

冷凍保安規則第２７条

第１号　冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第２号　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。

第３号　高圧ガスの引渡し先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

1. 引渡先の名称及び所在地
2. 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
3. 使用者に直接販売する場合にあっては、引渡先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無
4. それ以外の場合にあっては、引渡先の高圧ガス保安法第２０条の４の届出の有無の確認

６　台帳及び帳簿

高圧ガス保安法第２０条の６第１項及び第６０条第１項の規定に基づき、下記のとおり備え、記載及び保存します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○印 | 帳簿名 | 保存期間 | 様式 | 根拠 |
|  | 引渡先保安台帳 | 引渡継続期間 | 別紙 のとおり | 法第２０条の６第１項 |
|  | 容器授受簿 | ２年 | 別紙 のとおり | 法第６０条第１項一般則第９５条・液石則第９３条 |
|  | 周知済記録台帳 | ２年 | 別紙 のとおり |

７　周知文書

高圧ガス保安法第２０条の５第１項、一般高圧ガス保安規則第３８条及び第３９条又は液化石油ガス保安規則第３９条及び第４０条の規定に基づき、高圧ガスを購入して消費する者に対し、別紙 の例の文書を交付して周知させます。

８　保安教育

高圧ガス保安法第２７条第４項の規定に基づき、従事者に保安教育を施します。

９　販売主任者の選任（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

販売主任者を選任又は解任した場合、高圧ガス保安法第２８条第３項で準用する同法第２７条の２第５項の規定に基づき、「高圧ガス販売主任者届書」を別途届出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　第一種販売主任者 |  | 　第二種販売主任者 |
| 氏名 |  | 氏名 |  |
| 免状の種類 | 第一種販売甲種化学・甲種機械乙種化学・乙種機械 | 免状の種類 | 第二種販売甲種化学・甲種機械乙種化学・乙種機械丙種化学（特丙を除く） |
| 免状番号 | 　　　　第　　　　号 |
| 経験ガスの区分 | 特殊高圧ガス/可燃性・毒性ガス可燃性ガス/毒性ガス/酸素 | 免状番号 | 　　　　第　　　　号 |
| 経験ガスの区分 | 液化石油ガス |

備考　「第一種販売主任者」の「経験ガスの区分」欄は、一般高圧ガス保安規則第７２条第２項の表下欄に掲げるガスについて、６月以上の経験があるガスの区分を丸で囲む。

10　販売に係る貯蔵（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「３　販売するガスの種類」の「販売の方法」において、ガスを貯蔵して販売する場合は、高圧ガス保安法第１５条第１項の規定を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 容器置場面積 |  ｍ２ |
| 容器置場所在地 | 販売所内 |  |
| その他 | 住所 |   |
| 電話番号 |   |
| 所有者 |  自社・借用(　　　　　　　　　　　　　　） |
| 貯蔵量（容積） | 第一種ガス |  　　　　ｍ３ | 第二種ガス |  　　ｍ３ |
| 貯蔵所の種類 | 第一種貯蔵所（許可）・第二種貯蔵所（届出）・その他の貯蔵  |

備考１　「貯蔵量（容積）」の欄において、液化ガスは１０ kgを１ ｍ３に換算する。

２　「第一種ガス」は、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く)及び空気。「第二種ガス」は、第一種ガス以外。

３　容器置場を所有する場合は、寸法の入った容器置場見取り図。

11　高圧ガスの移動（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「３　販売するガスの種類」の「配送の方法」で、自社で配送する場合は、高圧ガス保安法第２３条第１項及び第２項の基準に従い実施します。また、委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。